

特殊勤務手当に関する規則及び職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博徳

香川県人事委員会規則第7号

特殊勤務手当に関する規則及び職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 特殊勤務手当に関する規則(平成12年香川県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額の特例) 第10条 略</p> <p>2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、<u>勤務した1日当たりの額</u>につき、当該月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数)に8を乗じて得た額とした日割計算によるものとする。この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例(平成19年香川県条例第70号)第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。</p>	<p>(支給額の特例) 第10条 略</p> <p>2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、<u>その月の全日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とする</u>日割計算によるものとする。</p>

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第2条 職員の修学部分休業に関する規則(平成19年香川県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与) 第4条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定めるものは、8に18を乗じたもの(同項に規定する特殊勤務手当の月額に相当する額にあっては、0)とする。 2~4 略</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与) 第4条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定めるものは、8に18を乗じたものとする。 2~4 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。